

資格月次処理対応マニュアル

平成 28 年 3 月 7 日

1. 後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧 (KA13R011)

(1) 目的

負担区分判定の結果、負担区分、または負担割合を変更した被保険者の情報を把握するための帳票です。

(2) 帳票イメージ

① 平成28年 8月29日 P. 1

市区町村： 中央市 ② 後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

広域連合： 中央県後期高齢者医療広域連合

No.	世帯番号 個人区分 宛名番号	被保険者番号 氏名	性別	生年月日	判定年月 世帯の負担区分異動事由	前回負担割合	要/基	今回負担割合	申告不明者 限度/特定
1	0000000000000001 住基 1111111111111111	34567899 後期 太郎	男	S 7. 1. 27	③ 平成28年 9月 ⑧ 構変	④ 1割 (一般)	⑤	⑥ 3割 (一定上)	⑦ 有 ⑨
2	0000000000000002 住基 2222222222222222	98765433 後期 次郎	男	S 7. 5. 15	③ 平成28年 9月 ⑧ 構変	④ 3割 (一定上)	⑤ 要	⑥ 1割 (低II非)	⑦ 無 ⑨ 限度
3	0000000000000003 住基 3333333333333333	55678944 後期 花子	女	S 6. 10. 4	③ 平成28年 9月 ⑧ 構変	④ 1割 (一般)	⑤ 基	⑥ 3割 (一定上)	⑦ 有 ⑨ 特定
4	0000000000000004 住基 4444444444444444	12345678 後期 敏子	女	S 7. 3. 27	③ 平成28年 9月 ⑧ 修正	④ 1割 (一般)	⑤	⑥ 3割 (一定上)	⑦ 有 ⑨

KA13R011 ※世帯の負担区分異動事由の凡例

取得：資格取得	広域：広域内異動	修正：資格修正	※前回の負担区分が要保護と判定された場合に要/基欄に 要 を出力します
税更：世帯構成員所得更正	税登：世帯構成員所得登録	構変：世帯構成員異動	※基準収入額の適用を引き継ぐ場合に要/基欄に 基 を出力します
70：70歳年齢到達	年次：年次更新		※前住地照会中の世帯員が存在する場合に申告不明者欄に 中 を出力します
			※負担区分または割合が判定、変更となった最初の月を出力します

(3) 市町村にご対応いただきたいこと

① 対象ファイル（後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧 KA13R011）を抽出する。

※（後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧未登録分 KA13R011）は抽出対応の対象外です。

② 対象者を抽出し対応する

別紙 1、2、3、4に基づいて、対象者を抽出し対応してください。

※上記抽出で対象とならなかった被保険者は対応の必要はありません

留意点

◎被保険者証、限度額認定証の回収について

期限内の被保険証、限度額認定証は、回収対象です。回収し、回収入力をお願いします。

また、期限が切れた保険証・限度額認定証を回収した場合も、回収入力をお願いします。

◎過年度の所得照会書が出力されている場合の対応

所得照会書が出力されている場合は、年度にかかわらずその方が以前すんでいた市区町村へ所得照会書を送付していただきますようお願いいたします。

(4) 出力項目の補足

帳票の出力項目について、画面上の入力項目、データベースやパラメータなどとの対応を説明します。なお、表中の丸付き数字は「(2) 帳票イメージ」中の丸付き数字と対応しています。

出力項目	出力処理	
	(a) 負担区分判定	(b) 被保険者証更新対象抽出
① システム日付	システム日付	←
② 帳票タイトル	後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧	←
③ 判定年月	負担区分または負担割合が変更となった最初の月を出力します。	パラメータ JKA13Y0010700 (管理番号: 01) 負担区分対象年度の8月
④ 前回負担割合	負担区分根拠情報データベース (TA19) 前回負担割合	スペースで出力
⑤ 要保護/基準額適用	次のいずれかの項目を出力します。 前回の負担区分を要保護と判定した場合「要」 基準収入額の適用を引き継ぐ場合「基」	スペースで出力
⑥ 今回負担割合	今回判定した負担割合を出力します。	←
⑦ 申告不明者有無	前住所地照会中の世帯員が存在する場合、「中」を出力します。	←
⑧ 世帯の負担区分異動事由	帳票欄外参照	←
⑨ 限度/特定	次のいずれかの項目を出力します。 有効な限度額認定・標準負担額 減額認定証がある場合「限度」 有効な特定疾病認定証がある場合「特定」	←

(凡例) ←: 左の欄と同じ対応であることを示します。

(5) その他

■ 関連帳票について

この帳票は、次の帳票と関連しています。

- ・ 後期高齢者医療負担区分変更者一覧未登録分
- ・ 後期高齢者医療負担区分判定結果未登録者一覧

別紙 1

市区町村：

広域連合： 沖縄県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

No.	世帯番号 個人区分 個人番号	被保険者番号 氏 名	性別	生年月日	判定年月 世帯の負担区分異動事由	前回負担割合	要/基	今回負担割合	申告不明者 限度/特定
21	0000212458 住基 0000740861	00043653 後期 一郎	女	45. 2. 7	平成22年 1月 1	1割(低I非) 調変		1割(一般課)	無 限度
22	0000252875 住基 0000890027	00053009 後期 二郎	女	7.11.15	平成21年 8月 税票	1割(低II非)		3割(一定上)	無 限度
23	0000262579 住基 0000918792	00055897 後期 三郎	女	4.10.18	平成22年 2月 2	1割(低I非) 調変		1割(低II非)	無 限度
24	0000275719 住基 0001013599	00061549 後期 四郎	女	8. 6.13	平成22年 1月 3	1割(低II非) 調変		1割(低I非)	無 限度

「限度/特定」欄に「限度」と印字されている場合

- ①「低I」又は「低II」から「一般」又は「一定上」へ変更…減額証の回収をしてください
- ②「低I」から「低II」へ変更…低I減額証を回収→回収入力→低II減額証の申請受付→低II減額証の発行
- ③「低II」から「低I」へ変更…低II減額証を回収→回収入力→低I減額証の申請受付→低I減額証の発行

※①～③ともに回収する際に必ず限度額の差額徴収や還付について説明し、「減額証変更チラシ」(「資格業務」→「様式及びマニュアル」→「配布」)に署名をいただいでください。

別紙 2

市区町村：

広域連合： 沖縄県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

No.	世帯番号 個人区分 個人番号	被保険者番号 氏 名	性別	生年月日	判定年月 世帯の負担区分異動事由	前回負担割合	要/基	今回負担割合	申告不明者 限度/特定
1	00000000603 住基 00000001492	01348002 広域 太郎	女	S10. 3.10	平成22年 3月 取得	1割(低II非)		3割(一定上)	無
2	00000000611 住基 00000001512	01348010 広域 次郎	女	S10. 3.30	平成22年 3月 取得	3割(一定上)		1割(低I非)	無

負担割合が1割⇔3割に変更になっている場合

- ①.1割から3割へ変更…基準収入申請に該当するかを確認し、申請に該当する場合は基準収入申請をさせ3割証の回収の入力をしてください。申請に該当しない又は該当するが申請にこない場合は1割証を回収し3割証を交付してください。※過年度の基準収入該当者には、基準収入のお知らせを作成しお知らせください
- ②.3割から1割へ変更…3割証を回収し回収入力後、1割証を交付してください。

※①、②ともに(基準収入申請した場合を除く)回収する際に必ず差額の2割分の徴収や還付について説明し、「負担割合変更チラシ」(「資格業務」→「様式及びマニュアル」→「配布」)に署名をいただいでください。

KA13

別紙 3

市区町村：

広域連合：沖縄県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

No.	世帯番号 個人区分 個人番号	被保険者番号 氏 名	性別	生年月日	判定年月 世帯の負担区分異動事由	前回負担割合	要/基	今回負担割合	申告不明者 限度/判定
1	00000000603 住基 00000001492	01348002 広域 太郎	女	S10. 3.10	平成22年 3月 取得				1 中
2	00000000611 住基 00000001512	01348010 広域 次郎	女	S10. 3.30	平成22年 3月 取得	1割(低1割)			2 中 限度

「申告不明者」欄に「中」と印字されている場合

①.世帯に所得照会書が出力されている方がいるので、その方が以前住んでいた市町村へ所得照会書を送付してください。所得照会書が返送され所得の入力を行うと正しい負担区分割合が判定されます。

②.①と同様の処理を行う必要がありますが、所得照会の結果によっては負担区分が変更になり減額証の回収や差替えが必要になるので、特に迅速な対応をお願いします。

KA13R011

※世帯の負担区分異動事由の凡例

取得：資格取得 広域：広域内異動 修正：資格修正
 税更：世帯調成員所得更正 税登：世帯調成員所得登録 調更：世帯調成員異動
 70：70歳年齢到達 年次：年次更新

※前回の負担区分が要保護と判定された場合に要/基欄に 要 を出力します
 ※基準収入額の適用を引き継ぐ場合に要/基欄に 基 を出力します
 ※前住地照会中の世帯員が存在する場合に申告不明者欄に 中 を出力します
 ※負担区分または割合が判定、変更となった最初の月を出力します

別紙 4

市区町村：

広域連合：沖縄県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧

No.	世帯番号 個人区分 個人番号	被保険者番号 氏 名	性別	生年月日	判定年月 世帯の負担区分異動事由	前回負担割合	要/基	今回負担割合	申告不明者 限度/判定
21	0000212458 住基 0000740861	00043653 後期 一郎	女	H45. 2. 7	平成22年 1月 税更 調更	1割(低1割)		1割(低1割)	1 有
22	0000252875 住基 000089027	00053009 後期 二郎	女	T 7.11.15	平成21年 8月 税更	1割(低1割)		1割(低1割)	2 有 限度

「申告不明者」欄に「有」と印字されている場合

① 世帯に未申告者がおります。住民税担当課での申告を勧奨してください。
 申告後所得データが広域へ送付されると正しい負担区分割合が判定されます。

②.①と同様の処理を行う必要がありますが、申告又は簡易申告の結果によっては負担区分が変更になり減額証の回収や差替えが必要になるので、特に迅速な対応をお願いします。

KA13R011

※世帯の負担区分異動事由の凡例

取得：資格取得 広域：広域内異動 修正：資格修正
 税更：世帯調成員所得更正 税登：世帯調成員所得登録 調更：世帯調成員異動
 70：70歳年齢到達 年次：年次更新

※前回の負担区分が要保護と判定された場合に要/基欄に 要 を出力します
 ※基準収入額の適用を引き継ぐ場合に要/基欄に 基 を出力します
 ※前住地照会中の世帯員が存在する場合に申告不明者欄に 中 を出力します
 ※負担区分または割合が判定、変更となった最初の月を出力します

2. 障害認定有効終了年月日経過者一覧 (KA18R002)

(1) 目的

障害認定の有効期限が経過している被保険者を把握するための帳票です。

(2) 帳票イメージ

市区町村： 中央市		氏名カナ		性別	申請年月日	障害認定区分	有効開始年月日	備考
広域連合： 中央県後期高齢者医療広域連合		住所		生年月日	認定年月日		有効終了年月日	
No.	被保険者番号 個人区分 宛名番号	氏名 氏名 住所		性別	申請年月日 認定年月日	障害認定区分	有効開始年月日 有効終了年月日	備考
	12345678 住基 2222222222222222	コウキ ジロウ 後期 次郎 中央市中央2丁目1番2号		男 S 6. 5. 15	H27. 1. 1 H27. 4. 1	③療A1	H27. 2. 1 H27. 12. 2	
	34567899 住基 1111111111111111	コウキ タロウ 後期 太郎 中央市中央1丁目1番1号		男 S 7. 1. 27	H27. 1. 1 H27. 4. 1	③障1	H27. 2. 1 H27. 12. 1	
3	76543211 住基 3333333333333333	コウキ サブロウ 後期 三郎 中央市中央3丁目1番1号		男 S 7. 10. 4	H27. 1. 1 H27. 4. 1	③障2 精1	H27. 2. 1 H27. 12. 3	
KA18R002								

(3) 市町村にご対応いただきたいこと

①対象者を抽出し対応する

障害認定有効終了年月日経過者一覧 (KA18R002) に記載された方すべてが対象です。

対象者の有効終了年月日を確認し、有効終了年月日までに年金証書、手帳等の確認を行って下さい。

※有効終了年月日が過ぎている場合：

- ・ 障害認定の更新ができない場合があります。広域 管理課資格 G に相談ください。

(4) 出力項目の補足

帳票の出力項目について、画面上の入力項目、データベースやパラメータなどとの対応を説明します。なお、表中の丸付き数字は「(2) 帳票イメージ」中の丸付き数字と対応しています。

出力項目	出力処理
	(a) 障害認定有効終了年月日経過者一覧作成
① システム日付	システム日付
② 抽出期間	バッチパラメータに指定した「有効終了年月日（開始）」から「有効終了年月日（終了）」を出力します。
③ 障害認定区分	次のいずれかの文言を出力します。 「障 1」 ※身体障害者手帳 1 級 「障 2」 ※身体障害者手帳 2 級 「障 3」 ※身体障害者手帳 3 級 「障 4」 ※身体障害者手帳 4 級 「療 A1」 ※療育手帳 A1 「療 A2」 ※療育手帳 A2 「精 1」 ※精神障害者手帳 1 級 「精 2」 ※精神障害者手帳 2 級 「国 1」 ※国民年金証書 1 級 「国 2」 ※国民年金証書 2 級 「他」 ※の部分 は、帳票には出力しません。

(5) その他

障害認定申請で資格を取得した被保険者については、すでに 75 歳に年齢到達している被保険者であっても、抽出期間内の障害認定終了年月日を入力している場合、障害認定有効終了年月日経過者一覧に出力します。

出力対象外にする場合は、オンライン処理の「障害認定申請」画面で、適用期間（終了年月日）にスペースを設定してください。

(4) 出力項目の補足

帳票の出力項目について、画面上の入力項目、データベースやパラメータなどとの対応を説明します。なお、表中の丸付き数字は「(2) 帳票イメージ」中の丸付き数字と対応しています。

出力項目	出力処理
	(a) 被保険者外国人在留終了年月日経過者一覧作成
① システム日付	システム日付
② 抽出期間	バッチパラメータに指定した「有効終了年月日（開始）」から「有効終了年月日（終了）」を出力します。
③ 在留資格	コード管理データベース（TZ01）(KA013) から在留資格を出力します。
④ 資格取得事由	被保険者データベース（TA10）被保険者資格取得事由コード

(5) その他

特にありません。

処理名称/処理ID	概要	出力帳票 (該当者がある場合のみ、出力します)
被保険者証作成(日次) / JKA14M0010500	<p>資格を喪失していない、かつ住所および負担割合の変更など被保険者証を新たに必要とする被保険者を被保険者証の出力対象とするため、被保険者データベース(TA10)などから対象データを抽出して、被保険者証を作成します。その際、負担区分が取得できない場合には、負担区分未入力CSVファイルを出力します。</p> <p>なお、短期証資格証候補者情報データベース(TA32)の最新履歴の候補者状態区分が「交付予告対象候補～交付保留(候補者状態区分コード:10~70)」の場合、または、バッチパラメータで指定した交付日時点での最新証が短期被保険者証または資格証明書の場合、被保険者証出力対象外(短期証・資格証)一覧に出力され、被保険者証の出力対象となりません。</p>	<p>出力帳票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療制度の対象者に交付される被保険者証です。この帳票には、桁あふれ、または未登録の外字のない対象者が出力されます。 ・後期高齢者医療被保険者証(桁あふれ・未登録外字) 後期高齢者医療制度の対象者に交付される被保険者証です。この帳票には、桁あふれ、または未登録の外字のある対象者が出力されます。 ・桁あふれ・未登録外字リスト(後期高齢者医療被保険者証) 被保険者証のデータに桁あふれ、または未登録の外字があるときに出力されます。 ・後期高齢者医療被保険者証出力対象外(短期証・資格証)一覧(月次) 短期被保険者証または資格証明書の出力対象者であるために被保険者証の出力対象外となった被保険者を確認できます。 次に示す場合に出力されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・最新の証発行管理データベース(TA13)の証発行履歴が短期被保険者証・資格証明書の被保険者に、広域市区町村間異動、転居、負担割合変更などの異動が発生し、証発行対象となった場合 ・最新の短期証資格証候補者情報データベース(TA32)の候補者状態区分コードが「10(交付予告対象候補)」～「70(交付保留)」の場合各種証を発行する場合は、この帳票を確認の上、オンライン処理の「被保険者証交付一覧照会」画面で出力してください。
負担区分判定(月次) - 70歳年齢到達 / JKA13M0010900	<p>パラメータで指定した期間内に70歳年齢到達する者がいる世帯の負担区分判定を行うため、70歳年齢到達者を抽出します。</p>	<p>出力帳票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧 負担区分判定の結果、負担区分または負担割合が変更された被保険者の情報を確認できます。<対応方法詳細はマニュアルに記載>
負担区分判定(月次) 1 - 負担区分判定 / JKA13M0010800	<p>負担区分判定対象情報データベース(TA06)を基に70歳の年齢到達者や、75歳年齢到達者および異動があった対象者の情報を抽出し、負担区分を判定します。負担区分判定の結果、負担区分または負担割合を変更した被保険者は、後期高齢者医療負担区分割合変更者一覧に出力します。</p> <p>なお、負担区分または負担割合に変更があった被保険者のうち、負担区分判定登録抑止対象情報データベース(TA35)に登録されており、負担区分の登録が抑止される被保険者については、後期高齢者医療負担区分変更者一覧未登録分および後期高齢者医療負担区分判定結果未登録者一覧に出力します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療負担区分変更者一覧 未登録分負担区分割合変更者のうち、負担区分の登録が抑止された被保険者の情報を確認できます。該当者については、負担区分が不正に判定される要因となるデータが取り込まれたため、個人異動情報取込(住基・住登外)時にあらかじめ負担区分判定登録抑止対象情報データベース(TA35)に登録された被保険者になります。 なお、負担区分変更者一覧未登録分に出力された被保険者の情報は、負担区分判定結果未登録者一覧にも併せて出力されます。
基準収入額適用申請のお知らせ作成1 / JKA11M0010300	<p>負担区分判定処理および被保険者証更新対象抽出処理で作成されるお知らせ通知引継ぎファイルを基に、被保険者の情報を被保険者データベース(TA10)などから取得し、基準収入額適用申請のお知らせデータファイルおよび基準収入額適用申請書データファイルを作成します。さらに、これらのファイルを地方公共団体コードごとに分割し、基準収入額適用申請のお知らせおよび基準収入額適用申請書を作成します。</p>	<p>出力帳票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ 基準収入額適用となることを対象者にお知らせする帳票です。この帳票には、桁あふれ、または未登録の外字のない対象者が出力されます。 ・後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ(桁あふれ・未登録外字) 基準収入額適用となることを対象者にお知らせする帳票です。この帳票には、桁あふれ、または未登録の外字のある対象者が出力されます。 ・桁あふれ・未登録外字リスト(後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ) 基準収入額適用申請のお知らせのデータに桁あふれ、または未登録の外字があるときに出力されます。 ・後期高齢者医療基準収入額適用申請書 基準収入額適用申請をするための帳票です。この帳票には、桁あふれ、または未登録の外字のない対象者が出力されます。 ・後期高齢者医療基準収入額適用申請書(桁あふれ・未登録外字) 基準収入額適用申請をするための帳票です。この帳票には、桁あふれ、または未登録の外字のある対象者が出力されます。 ・桁あふれ・未登録外字リスト(後期高齢者医療基準収入額適用申請書) 基準収入額適用申請書のデータに桁あふれ、または未登録の外字があるときに出力されます

処理名称／処理ID	概要	出力帳票 (該当者がある場合のみ、出力します)
75歳年齢到達処理／ JKA10M0010100	住民基本台帳情報データベース (TA01)、外国人登録情報データベース (TA02)、および住登外登録情報データベース (TA03) から、バッチパラメータで指定した期間内に75歳に到達する予定の対象者を抽出し、その結果を個人異動情報ファイルおよび75歳到達者一覧リストファイルに出力します。このとき、生活保護を受給するなどの理由から適用除外者として登録されている者や、障害認定によりすでに資格を取得している者については、抽出の対象外となります。 さらに、個人異動情報ファイルを基に、個人異動情報データベース (TA07) および負担区分判定対象情報データベース (TA06) を更新します。また、75歳到達者一覧リストファイルを地方公共団体コードごとに分割し、75歳到達者一覧を作成します。	出力帳票 ・後期高齢者医療75歳到達者一覧 指定した期間内で抽出された75歳年齢到達者の情報が確認できます。
市町村向け被保険者情報出力／ JKA19D0010100	バッチパラメータで指定した期間内に資格の取得、変更、喪失などが発生した被保険者を被保険者履歴情報データベース (TA12) から抽出し、被保険者情報返送ファイルを作成します。	出力帳票 ・プルーフリスト/被保険者送信情報(管理データ) 被保険者情報の地方公共団体コードごとの出力件数が確認できます。
広域内異動者一覧作成／ JKA17D0011200	バッチパラメータで指定した期間内に、広域内異動を行った者の情報を個人異動情報データベース (TA07) から抽出し、被保険者データベース (TA10) の情報を付加した上で、該当者を被保険者情報付加広域異動一覧データファイルに出力します。さらに、このファイルを地方公共団体コードごとに分割し、広域内異動者一覧を作成します。	出力帳票 ・後期高齢者医療広域内異動者一覧 指定した期間(異動日数)内に広域内異動を行った被保険者の情報が確認できます。
障害認定有効終了年月日経過者一覧作成／ JKA18M0020100	バッチパラメータで指定した期間内に有効期限を迎える障害認定申請情報を障害認定申請情報データベース (TA05) から抽出します。抽出した情報を基に、被保険者データベース (TA10) から被保険者(資格を喪失している者は除く)の情報を取得し、障害認定有効終了年月日経過者一覧データファイルを作成します。さらに、このファイルを地方公共団体コードごとに分割し、障害認定有効終了年月日経過者一覧を作成します。	出力帳票 ・障害認定有効終了年月日経過者一覧 障害認定の有効期限が経過している個人の一覧です。 <対応方法詳細はマニュアルに記載>
被保険者外国人在留終了年月日経過者一覧作成／ JKA18M0020200	バッチパラメータで指定した期間内に在留期間が終了する外国人(外国人区分コードが「1(外国人)」の被保険者(資格を喪失している者は除く)の情報を被保険者データベース (TA10) から抽出します。抽出した情報を基に、被保険者外国人在留終了年月日経過者一覧データファイルを作成します。さらに、このファイルを地方公共団体コードごとに分割し、被保険者外国人在留終了年月日経過者一覧を作成します。	出力帳票 ・被保険者外国人在留終了年月日経過者一覧 在留期間(在留終了年月日)が経過している外国人被保険者の一覧です。 <対応方法詳細はマニュアルに記載>
限度額適用・標準負担額減額認定証交付簿作成／ JKA20M0010100	バッチパラメータで指定した期間内に交付された、有効な限度額適用・標準負担額減額認定証の情報を証発行管理データベース (TA13) から抽出します。抽出した情報を基に、被保険者履歴データベース (TA12) からその交付対象である被保険者の情報を取得し、標準負担額減額認定交付簿編集ファイルを作成します。さらに、このファイルを地方公共団体コードごとに分割し、限度額適用・標準負担額減額認定証交付簿を作成します。	出力帳票 ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 交付簿限度額適用・標準負担額減額認定証の交付簿です。
一部負担金減免等証明書交付簿作成／ JKA20M0020100	バッチパラメータで指定した期間内に交付された、有効な一部負担金減額証明書、一部負担金免除証明書、および一部負担金徴収猶予証明書の情報を証発行管理データベース (TA13) から抽出します。抽出した情報を基に、被保険者履歴データベース (TA12) からその交付対象である被保険者の情報を取得し、一部負担金減免等証明書交付簿編集ファイルを作成します。さらに、このファイルを地方公共団体コードごとに分割し、一部負担金減免等証明書交付簿を作成します。	一部負担金減額証明書、一部負担金免除証明書、および一部負担金徴収猶予証明書の交付簿です。
特定疾病療養受療証交付簿作成／ JKA20M0030100	バッチパラメータで指定した期間内に交付された、有効な特定疾病療養受療証の情報を証発行管理データベース (TA13) から抽出します。抽出した情報を基に、被保険者履歴データベース (TA12) からその交付対象である被保険者の情報を取得し、特定疾病療養認定交付簿編集ファイルを作成します。さらに、このファイルを地方公共団体コードごとに分割し、特定疾病療養受療証交付簿を作成します。	出力帳票 ・後期高齢者医療特定疾病療養受療証交付簿特定疾病療養受療証の交付簿です